

日本社会の持続可能性としての「子育ての包括的社会化」：レジリエンスの福祉社会論 II

Miyashiro, Takashi / 宮城, 孝

(出版者 / Publisher)

法政大学現代福祉学部現代福祉研究編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

THE BULLETIN OF THE FACULTY OF SOCIAL POLICY AND ADMINISTRATION :
Reviewing Research and Practice for Human and Social Well-being :
GENDAI FUKUSHI KENKYU / 現代福祉研究

(巻 / Volume)

24

(開始ページ / Start Page)

55

(終了ページ / End Page)

75

(発行年 / Year)

2024-03-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030559>

<論 文>

日本社会の持続可能性としての「子育ての包括的社会化」 －レジリエンスの福祉社会論 II－

宮 城 孝¹⁾

【抄録】 本稿は、前号の「レジリエンスの福祉社会論 I」の続編である。日本の福祉社会における 21 世紀後半期に向けたシステムの再構築を図るべき具体的な内容の一つとして、日本社会の持続可能性としての「子育ての包括的社会化」をあげている。そして最初に、2023 年 4 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したわが国の 2070 年までの「将来推計人口」について触れている。続いて、政府による最近の「次元の異なる少子化対策」の経緯と概要について紹介するとともに、それらが、長期的な人口ビジョンが欠落している点と恒久的な財源確保が不透明である点について、批判的な検討を行っている。

そして、わが国が超少子化に至った背景について、多方面にわたる先行研究の知見を援用しつつ、長期に渡って形成された社会経済システムによる構造的な要因によるものとし、そのシステムの再構築の必要性について、子育ての包括的社会化の視座から論じている。さらに、その包括的社会化について、子育てに関するマクロ・メゾ・ミクロの環境の側面から検討している。最後に小括として、今後の子育て支援策のあり方について、第一に、当事者の声を聴く機会の保障と最大化の必要性、第二に、子育て支援に関する恒久的な財源確保の論議の必要性、第三に、子育て支援策の継続的な検証の必要性について論究している。

はじめに

2023 年 3 月の本誌第 23 号に掲載したレジリエンスの福祉社会論 I では、日本の福祉社会における最大の長期的リスクとして、人口減少と超少子化をあげ、コロナ禍が、そのリスクを加速度的に高めたことを指摘した。そして、これまでのわが国の人口政策において長期的ビジョンが欠落している点とその要因について述べるとともに、その縮減のスパイラルを抜け出すためのレジリエンスの視座と長期的ビジョンの必要性について論じた。そこに通底しているのは、人々の誕生から人生の最終期までの全世代にわたって包括的にウェルビーイングの向上を図ることにあるとした。

¹⁾ 現代福祉学部教授

そして、21世紀後半期に向けたシステムの再構築の具体的な内容として、(1) 日本社会の持続可能性としての「子育ての社会化」、(2) 政策決定過程における女性による意思決定の最大化、(3) 若者へのベーシック・サービスとセカンドチャンスの保障、(4) 外国人の移住・定住の促進 - 「働きたい国」から「住みたい国」へ、(5) 子育て世代の大都市集中から地方への定住分散化、(6) 多死社会における自己実現としての死の文化の普及、(7) ヒューマンサービスに関わるマンパワーの拡充をとりあげ、その目指すべきパースペクティブの要点について論究した。

本稿は、日本の福祉社会における21世紀後半期に向けたシステムの再構築を図るべき具体的な内容の一つとして、日本社会の持続可能性としての「子育ての社会化」をさらに「子育ての包括的社会化」としてブラッシュアップし、最近の政府による「次元の異なる少子化対策」の動向を含めて論考したものである。

1. 長期的人口ビジョンの欠落と恒久的な財源確保が不透明な「次元の異なる少子化対策」

50年後の将来推計人口

2023年4月26日、国立社会保障・人口問題研究所は、最新の2070年までの「将来推計人口」を公表した。2020年の国勢調査のデータと当時の社会情勢をもとに、50年先までの推計人口を算出している。それらは、今後50年間日本に常住する総人口、男女別の人口、出入国の人数を産出して1年ごとにデータを示しており、国内で暮らす外国人も含まれている。それによると、日本の総人口は、**2056年に1億人割れ**することが推計されている。その時点での生産年齢人口の比率は、52.8%と推計されている。さらに、2067年には総人口が8,000万人台になるとし、2020年の1億2,615万人から2070年には、約3割減少し8,700万人となり、出生数は50万人になるとしている。

今回の推計では、2018年の前回と異なる点が二点ある。第一に、50年後の**合計特殊出生率**の中間推計として、5年前の前回では、2066年に1.44とし、今回は、**2070年に1.36**へと下方修正している点である。第二に、**国際人口移動**の数値である。外国人の**入国超過数**が急増した2016年～2019年の平均値である年16万3791人が、2022～2040年も増加するとして推計している。具体的には、外国人在住者数が、2020年の275万人から、**2070年には938万人**となり、総人口に占める比率は、2020年の2.2%から**2070年に10.8%**としている。そのため、前回より1億人割れが、3年遅くなっている。しかし、外国人の出入国に関する動向は、不透明な要素が多いとしている。

前号でも、コロナ禍は少子化を加速化したと述べたが、厚労省が2023年6月に公表した2022年の人口動態統計(概数)によると、2022年の出生数は、77万747人で、初めて80万人を割り、合計特殊出生率は、1.26と過去最低となり、前年の1.30より0.4ポイント低下している。

この将来推計人口について、日本社会のあり様から二点指摘しておきたい。第一に、この将来推計は、日本における長期の少子化傾向について、今後も長期に渡ってほぼ改善しないことを前提としている点である。合計特殊出生率は、2020年の1.33から2070年には、1.36になると推計している。前回の1.44から下方修正しており、長期に減少傾向が継続するとの認識が示されている。

皮肉に聞こえるかもしれないが、現在政府が少子化傾向を2030年までに反転させようと、次元の異なる子ども・子育て政策を打ち出しているが、この推計が示す値には、少子化の負のスパイラルを脱する長期的効果は反映されていないと言えよう。

第二に、外国人在住者数が、2070年には938万人となり、総人口に占める比率が2070年に10.8%としている点についてである。筆者は、2070年以前に外国人在住者数は1割を超える必要があると考えるが、わが国で外国人在住者数が人口の平均1割（すでに1割を超えている自治体も存在する）を超える事態は、わが国の歴史上初めてであり、この点について、国民の意識や社会のあり様など様々な点で大きく問われるであろう。

「次元の異なる少子化対策」の経緯とその概要

2023年になってから、少子化が進展していることによる日本社会の将来への危機意識をもとに、政府による少子化対策を巡って様々な論議が行われている。ここでは、それらの論議の経緯とその概略、さらに筆者の見解を示すこととする。

2023年3月31日、政府は、「子ども・子育て政策の強化について（試案）」を公表している。ここでは、2030年代に入るまでの6～7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識を示し、今後3年間を集中取り組み期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下加速化プラン）に取り組むとしている。その内容は、その後の政府による少子化対策の内容のベースとなるものであり、詳細な内容については省くが、その要点を述べることにする。

そこでは、少子化対策のめざすべき基本的方向として、「多くの若者が結婚できず、希望する数のこどもを持っていない状況が続いている。結婚やこどもを産み、育てることに対する多様な価値観・考え方を尊重しつつ、個人の幸福追求を支援することで、結果として少子化のトレンドを反転させる」としている。そして、その基本理念として、以下の三点をあげている。第一には、若い世代の所得を増やすことが必要であるとしている。第二には、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援、地域社会全体で支援する社会を作らなければならないとしている。第三には、親の就業形態に関わらず、全ての子育て世帯を切れ目なく支援することが必要であるとしている。

そして、この加速化プランは、① こどもを産み、育てることを経済的理由であきらめない社会の実現 ② 身近な場所でサポートを受けながら、こどもを育てられる社会の実現 ③ どのような状況

表1 「こども・子育て支援加速化プラン」の主な項目

経済的支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の所得制限撤廃、高校生までの支給延長、多子世帯へ加算 ・出産費用の保険適用の検討 ・子ども医療費を助成する自治体の負担軽減 ・学校給食無償化への課題整理 ・大学など高等教育における給付型奨学金制度の拡充 ・子育て世帯への住宅支援、住宅ローン（フラット35）の金利負担軽減
サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠前から出産・子育てまで多様なニーズに応じた「伴走型相談支援」の制度化の検討 ・保育士の配置の拡充（保育し1人あたり1歳児6人→5人、4～5歳児30人～25人） ・就労要件を問わず時間単位で利用できる「こども誰でも適用制度（仮称）」 ・子育てに困難を抱えている世帯やヤングケアラーなどへの支援強化
共働き・子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の育児休暇を一定期間、手取りの実質10割に増額 ・男性育児取得率を25年に50%、30年に85%に ・子が2歳になるまでの時短勤務に給付創設 ・自営業やフリーランスの産前産後の年金保険料免除を拡充
意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する社会全体の意識改革への取り組み・機運の醸成 ・国立博物館などの施設に「こどもファスト・トラック」の設置など

でも、こどもが健やかに育つという安心がある社会 ④ こどもを育てながら、キャリアや趣味など人生の幅を狭めることなく、夢を追いかけられる社会の実現という「こどもと向き合う喜びを最大限に感じるための4原則」を実現するため、その実施状況や取り組み効果を検証しつつ施策の適切な見直しを行い、PDCAを推進していくとしている。さらに、この試案をベースに国民的議論を進めていくため、内閣総理大臣の下に新たな会議を設置し、さらに検討を深めるとともに、こども家庭庁において、こども政策を体系的にとりまとめつつ、2023年6月の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」までに、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示するとしている。

このこども・子育て支援加速化プランは、これまで長く保育園の待機児童対策に重点を絞ってきた政府の少子化対策と比較して、子育てに関する阻害要因に対して幅広い視点から焦点をあてており、児童手当などの現金給付の拡充、就労要件を問わない保育サービスの提供などの現物給付、働き方改革や伴走型相談・支援など包括的な内容となっており、その点は評価できよう。

その一方、その内容とともに、児童手当の拡充などを始め大幅な財源の増加が必要とされ、その財源の確保策の論議について焦点があてられることとなった。この2024年度から段階的に実施する加速化プランの事業費は、年3.5兆円規模が想定されている。

同年4月1日には、こどもに関する行政の担当を一本化し、社会全体でこどもを育てることを目指してこども家庭庁が発足した。また、4月7日から「こども未来戦略会議」において、対策の詳細

細な内容などを議論し、6月の経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」で大枠が示されることとなった。

一方、同年5月29日に、財務省の諮問機関である財政制度審議会は、財政健全化に関する建議をとりまとめ、財務省に提出した。そこでは、政府が進める「次元の異なる少子化対策」に対して、「社会・経済の参加者全員が公平な立場で広く負担する枠組みを検討すべきだ」と指摘している。そして少子化対策の財源について、恒久的・安定的な財源確保が必要で、将来世代に先送りすることは本末転倒と強調しており、歳出削減を徹底しつつ、負担能力に応じて全世代型で負担することを求め、増税も選択肢の一つであるとする意見があったことを紹介している。政府内では、少子化対策で必要な当面の財源について、社会保険料を引き上げて0.9兆～1兆円程度を確保する案が検討されてきたが、世論の反発が強くこの素案には盛り込まれなかった。

同年6月1日には、「こども未来戦略会議」による「こども未来戦略方針」の素案が公表された。表2は、その主な具体策を示したものである。そこでは、今後3年間で年3兆円半ばの追加予算を確保し、児童手当の拡充策を2024年度中に実施すると明記された。本素案では、財源を捻出するために「消費税など増税は行わない」との方針を明示し、「徹底した歳出改革を行い、(国民に)実質的に追加負担を生じさせない」との目標を掲げた。その上で、社会保険料の引き上げを年頭に、子育て世帯を社会全体で支える「支援金制度(仮称)」の創設を打ち出した。安定財源は、「2028年度までに確保する」とし、その間に財源が不足する場合は、「つなぎとして、こども特例公債を発行する」と明記された。また、首相が掲げる「こども関連予算の倍増」の達成時期に関しては、「2030年代初頭まで」に実現するとの目標を掲げている。

同じく6月1日に、日本経済団体連合会は、2024年度税制改正に向けた提言をまとめ、公表した。岸田政権が進める「異次元の少子化対策」など社会保障政策の財源をめぐって消費税を取り上げ、「中

表2 こども未来戦略方針素案の主な具体策

経済的支援	・児童手当の拡充策は2024年度中に実施。所得制限を撤廃し、支給期間を高校卒業まで延長。第一子・第二子は0～3未満は月1万5000円とし、3歳～高校生は月1万円、第3子以降は0歳から高校生まで全て月3万円の支給
	・出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を、2026年度をめどに検討
全ての子育て世帯の支援	・2024年度から、授業料減免の返済不要の「給付型奨学金」の対象を、多子世帯や理工農系の学生(世帯年収600万円まで)に拡大
共働き・共育での推進	・2025年度から「産後パパ育休」給付金の給付率を引き上げることを目標とする

長期的な視点からは、引き上げは有力な選択肢の一つ」とし、景気への影響などを考慮しながら、政府に幅広く議論するよう求めた。

同年6月13日に閣議決定した「こども未来戦略方針-次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて-」では、財源として、①歳出改革、②規定予算の活用、③支援金の三つが明記された。今後の財源確保で最大の焦点の一つとなる支援金は、医療保険料とあわせて徴収する方針とされている。戦略方針では、支援金について、働き手から75歳以上の後期高齢者までが支払う医療保険料は、より幅広い年代の人が負担できると考えられており、また、医療保険料は事業主も負担するため、事業主もその一部を負担し、財源規模も大きい児童手当などに充当する方向で検討がされている。医療保険は、「国民健康保険」、「協会けんぽ」、「後期高齢者医療制度」など、年齢や職業によって保険の種類が異なるため、支援金全体の負担額について、人数で割ったり所得に応じた負担額にするなどの検討が必要となる。また、国民一人あたりの負担額がいくらになるのか、政府は年末までに議論をとりまとめ、来年の通常国会に法案を提出する予定としている。

同年6月16日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023-」（骨太の方針）では、加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～と題し、第2章 新しい資本主義の加速 中の3. 少子化対策・こども政策の抜本強化（加速化プランの）の推進 として、今後の政府の子育て支援政策の方針が述べられている。

そこでは、経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」を推進するとしている。そして、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えないとし、こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指すとしている。そして、その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討すると述べている。

さらに、「こども・子育て予算倍増に向けた大枠」に加え、「こども・子育て政策が目指す将来像とPDCAの推進」について、常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱について年内を目途に策定するとしている。

求められる長期的な人口ビジョン

ここまで、最近の急激な少子化への危機意識に基づく政府が打ち出した「次元の異なる少子化対策」の経緯とその概要について述べてきた。その上で、筆者なりにその背景や内容などについて見解を述べることにする。

今回の次元の異なる少子化対策について、政府自体が、2030年代に入るまでの6～7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識を示し、今後3年間を集中取り組み期間として、「こども・子育て支援加速化プラン」に取り組むとしている。つまり、今回の加速化プランは、2030年代までの短期・中期的なスパーンでの展望に立つものであり、必ずしもわが国における長期的な人口ビジョンについて明確に示されているわけではない。筆者は、本誌の前号において、わが国は、この100年間明確な人口ビジョンを示すことなく、人口政策が迷走してきたことを指摘した。今回の一連の子育て支援政策が、将来のわが国の人口急減・超少子化の進行にどのようなインパクトを与えるかのシミュレーションは示されておらず、あくまでも近年の出生数の急激な減少に端を発した2030年代までの短期・中期的な展望に立った少子化対策の方向性を示したものとなっている。

前号で指摘したように、わが国の少子化の傾向は、低経済成長時代に入った1970年代中頃から始まっており、1975（昭和50）年には、合計特殊出生率は、1.91となっている。それ以降、少子化の傾向は改善されていない。この約50年間の半世紀に渡って少子化傾向が継続・定着した社会にあって、結婚・出産・育児のライフ・ステージにある若者世代の意識と行動を短期的なスパーンで変容を図ることは困難であると考えられる。

その点では、わが国において今後もこのまま少子化と人口減少が進行することが、社会保障の持続可能性に危機をもたらすとともに、労働人口の減少等によって経済が衰退することなど、具体的に国民生活にどのような影響をもたらすのか、国民や経済界など社会の各層に広く提起していくことが求められる。先に述べた国立社会保障・人口問題研究所が推計している2056年に人口1億人割れ、2070年には8,700万人、出生数50万人との推計が現実になった場合の社会保障や経済など国民生活への影響について予測していくことが求められよう。

その点で「次元の異なる・・・」との表現は、過去との比較によって用いられたものであり、政治的なメッセージに過ぎないものと受けとられるのではないだろうか。政府には、不透明なわが国の将来に対し、より長期的・具体的な展望と国民に安心を与える確たるメッセージが求められている。

子育て支援に関する恒久的な財源確保の論議を

この度の政府の「こども・子育て支援加速化プラン」の財源として、歳出改革、規定予算の活用、支援金の三つがあげられている。今後の財源確保で最大の焦点の一つとなる支援金は、医療保険料

とあわせて徴収する方針とされている。そして、骨太の方針では、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、本プランを推進するとしている。その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えないとし、こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指すとしている。しかし、その恒久的な財源のあり方については、今後の検討課題としている。

政府が、国民に新たな負担を求めないとする一方、財務省の審議会や日本経済団体連合会では、消費税を含めた増税の必要性についての意見も出されている。

政府は、歳出改革によって財源を産み出すと言うが、その実現可能性は果たして信頼できるのだろうか。財務省が同年8月31日に、2024年度の概算要求をまとめ公表している。それによると、2024年度は、2023年度予算の110兆484億円を上回る114兆円程度となっている。骨太の方針において政府は、持続可能な財政政策運営を提起し、「コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻していく」としているが、実際には、コロナが終息に向かい、財政を取り巻く環境は平時となっても、歳出規模は正常化していないのである。

確かに、円高やロシアによるウクライナ侵攻などによる急激なインフレが国民生活を圧迫しており、増税は国民の反発を招くことは必須である。この「国民に新たな負担を求めない」や最近の所得税減税の言説には、近い将来行われるであろうとされる衆議院の解散・総選挙に対する政治的な思惑がうかがわれる。

フランスにおける家族政策の推移と財源確保

フランスは、先進諸国の中で出生率を維持・安定させている国として知られている。図1に示されているように、フランスにおいても、1960年代後半から1970年代にかけて出生率の大幅な減少に見舞われている。しかし、その後様々な家族政策による施策を展開しており、出生率を維持・向上させている。

政府は、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指すとしている。そして、その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて社会全体でどう支えるかさらに検討すると述べている。

大岡頼光(2016)は、フランスの家族政策における財源負担に関する歴史的な経緯について論究し、わが国において示唆する点として以下の三点をあげている。

第一に、フランスの政治的指導者は、常に出産奨励主義者であった。ドイツに対抗して出産を奨

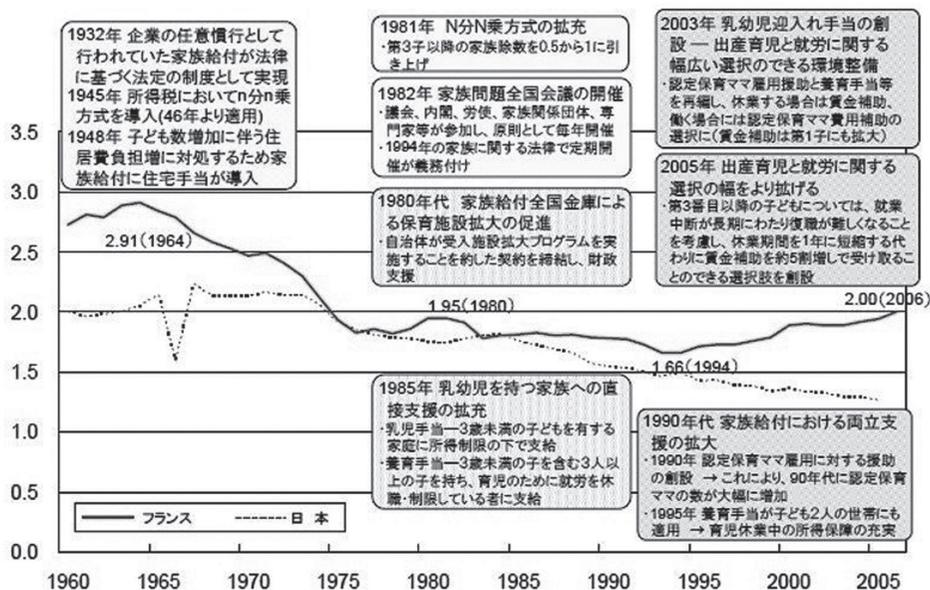


図1 フランスの出生率の推移と家族政策

出典 内閣府, 2007年

励する必要があるという考えは、19世紀末に遡ることができ、厳しい財政状況の中でも、少子化対策を充実させようという強い意志は、第2次世界大戦でドイツ占領下のヴィシー政権にも、1980年代の社会党政権にも一貫して見ることができるとしている。第二に、労使代表が自律的に社会保障基金の資金の出入りを管理することを基本方針としたことが、社会保険料率の引き上げを後押しした。労使は自立性を維持するために、可能な限り国家の政策介入を回避しようと、税などの国家財源ではなく、当事者負担（労使折半ではなく、雇用主が7割負担）の保険料で社会保障支出をまかなうことに努めたことをあげている。第三に、1991年に**社会保障目的税（CSG）**が導入されたことが大きいことをあげている。社会保障目的税は、導入以降、既存の個人所得税を上回る税金をもたらす税金にまで発展しただけでなく、これまでほとんどが社会保障拠出金によって賄われていた社会保障財源の租税代替化をもたらした。実際、1990年代以降の税金の増加は、CSGによってもたらされた部分が大きいとしている。

翻って、わが国のこれまでの少子化対策の経緯、また最近の論議と比較すると、その少子化対策に対する政治指導者の姿勢、雇用主を含めた拠出と負担に関する約100年に及ぶ国民的な議論の歴史、そして、具体的な財源負担の内容において大きな差を感じるの筆者だけであろうか。ちなみに、社会保障目的税は、1983年の計画の公表から8年の歳月をかけて論議され実現しているのである。

先に述べたように、政府は、2023年度の骨太の方針で、こども家庭庁予算で見て、2030年代初

頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指すとしており、恒久的な財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討すると述べている。

フランスと比較して、約半世紀の長期にわたって少子化傾向にあり、出生率がかなり低く深刻な事態にあるわが国である。政治指導者の姿勢や経済界、マスメディア、国民各層にわたって、家族政策の内容やその負担のあり方について、短期的な政治状況に左右されない長期的な展望に立った論議と一連の制度設計が望まれている。

2. なぜ、子どもを産み、育てなくなるのか

ここまで、最近公表された日本の将来推計人口における長期的な人口推計を概観しつつ、2023年になってから政府が進めている「次元の異なる少子化対策」の経緯とその内容について、筆者の見解を述べてきた。次に、日本社会にあって、出産と育児という行為がなぜ減少したのかについて、あらためて考察することとする。

「個体選択」としての出産と育児

吉村 仁 (2009) は、進化生物学の**個体選択**に関する知見から、「種が生き残るか絶滅するかは、個体数の増減の総和として説明できる。生き物が行動する動機は、必ず個体の利益になり、自分の子孫をより多く残すことにつながらなければならない。したがって、集団選択が働くとしたら、個体と集団の利益が一致する場合に限られ、そういうケースは極めて稀である」と述べている。この点は、人間に置き換えても言えることである。子どもを産み育てるという選択は、基本的に親の自由意思による。戦前の「産めや増やせよ」のような国家による出産奨励策は、現代では通用しないのは自明の理である。また、伝統的家族制度の時代のように、老後の世話（ケア）や介護、家系の存続を子どもに期待できる時代ではなくなっている。

佐藤龍三郎 (2016) は、総合的包括的な視点に立った少子化の要因分析は多くはないと指摘し、少子化の要因分析の基本的枠組みは、人口統計学的機序 (demographic mechanism) に基づく分析と背景要因 (background factors) に関する分析に整理できるとし、前者は、どのようにして少子化になったのか (how ?)、後者はなぜ少子化になったのか (Why ?) を探ることであるとしている。そして、**背景要因**の研究の進め方として、①経済学的アプローチ (効用 / 不効用, 費用 / 便益など) ②社会学的アプローチ (価値観, 規範, ジェンダー・家族・社会システムなどの観点) ③セクシュアリティからのアプローチ (妊孕力, 配偶行動, 性行動, 出生調節行動などの観点 (医学生物学・人類

学的アプローチともいえる)があるとしている。

経済学的なアプローチとして、山口慎太郎(2021)は、現代社会において、親は子どもを持つことの費用を負担する一方で、その便益は個人的に受けとるのではなく、社会全体で共有化されてしまう。その結果、親個人からみて、子どもを持つことの費用が便益を上回ってしまい、出生率が社会的に最適な水準よりも低くなってしまっていると指摘している。そして、現代の先進国では、子どもは親から独立した個人であり、子どもの将来の稼ぎに対する所有権を持つのは子ども自身であって、親ではないという点がカギであるとしている。山口は、ある人の行動が別の人の利害に直接影響を及ぼすことを経済学では外部性があるとし、この外部性という考え方を当てはめると、子どもを持つことは正の外部性があるとしている。

これらの点からも、現代社会において、子どもを産み育てるという個体選択と集団選択である社会としての持続可能性のバランスを保つためには、子どもを持つことの費用と負担、そして社会的な便益とのギャップをいかに埋めるかにかかっていると見えよう。

「生活上のリスク」としての子育て

親にとって子育てという行為が、自然な愛情の発露や楽しみな行為として達成できるのであれば、少子化という現象は起こらないのではないか。ずいぶん前から日本において、子育てという行為は、若い世代にとって自分達、また子どもが生活する上で、リスクが高いものであるという認識が広がったことが少子化の要因であると考えられる。

桜井啓太(2021)は、本来は、子育てしながら働く母親(ワーキングマザー)と子どもを持たない非母親との間に生じる賃金格差を示す経済学・社会学の概念である「Child penalty」を、社会のあらゆる場面で、まるで子育てすること自体に罰を与えるかのような政治・制度、社会慣行、人々の意識を「子育て罰」と定義し、近年の日本社会における少子化の要因は、社会のあらゆる面でのこの子育て罰の拡大にあると厳しく指摘している。そして、末富 芳(2021)は、日本から「子育て罰」をなくすためのステップとして、①「少子化対策」の失敗原因の構図化、②政治の「価値観不良」を正す、③男性優位の政治・行政による失敗の隠蔽をなくす、④「子どもと家族の幸せが最優先」という価値観の共有が求められるとしている。これらの点において、まず「少子化対策」の失敗原因の構図化、つまりこれまでの少子化対策において不十分な点を構造的にとらえる必要があると考える。松田茂樹(2021)も、少子化の背景要因を論じる時に陥りやすい誤りは、それを部分的な問題に求めることであると指摘している。

前田正子(2018)は、この日本の少子化対策の失敗の歴史について、高度経済成長時代から今日まで、各時代の政治的、経済的背景を含めた要因について検証している。そして、その要因の一つ

として、2000年代前半に政府の審議会や政府内において少子化への危機意識があり、各種の政府文書でも対策が論議されていたにも関わらず、2007年は年金記録問題、2008年はリーマンショック、2009年に民主党への政権交替と、政治的・経済的混乱が続き、少子化への対応が後回しになってしまったことをあげている。

藤波 匠 (2023) は、日本では、バブル崩壊以降の長期にわたる低成長が若い世代の暮らしぶりを悪化させ、少子化に拍車をかけたと考えるべきだと述べている。そして、出生率の低下をもたらしている原因は、若い世代の経済・雇用環境の悪化や依然として家事・育児の負担が女性に過度にのしかかっている状況、ジェンダーギャップが改善されないことをあげている。さらに、国立社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」の結果において、「結婚意思のある未婚者の希望子ども数」が、女性は、2015年には2.02人であったのが、2021年には、男性を下回る1.79人と急低下していること、また、「結婚したら子どもは持つべきだ」に肯定的な考えの割合が、2015年に、男性が75.4%、女性が67.4%であったのが、2021年には、男性が55.0%、女性は、半減近くの36.6%となっていることから、近年の若い世代の出生意欲の低下に警鐘をならしている。2021年のデータは、コロナ禍の影響もあると考えられるが、若い世代の出生意欲の動向については、今後も注視する必要があるだろう。

これまで述べてきたように、わが国の少子化の傾向は、低経済成長時代に入った1970年代中頃から始まっており、さらに、1990年代のバブル崩壊以降の長期に渡る低経済成長が若い世代の経済・雇用環境の悪化をもたらし、それらが結婚や出産の意向の低下をもたらしているという経済環境という上部構造を背景要因として認識する必要があると考える。例えば、1990年以降の生涯未婚率を見てみると、1990年に男性が9.5%、女性が4.3%であるが、2015年には、男性が23.4%、女性が14.1%とバブル経済の崩壊以降、未婚化が急増している。この未婚化、晩婚化の流れが変わらなければ、2040年には、男性の29.5%、女性の18.7%が生涯未婚となることが推定されている。

山口慎太郎 (2019) は、経済学の機会費用という考え方をを用いて、子育てには暗黙のうちにかかる費用があって、それは、子育てをしなければ得られたであろう仕事からの収入であり、女性にとって子どもを持つ暗黙の費用が大きく上がったこと、また、家事の合理化などにより、結婚から得られる仕事と家事・育児という分業の利益が下がっていることが、未婚率が上昇している大きな理由であると述べている。

また、家族社会学の視点から山田昌弘 (2020) は、日本の少子化対策の失敗は、欧米固有の価値意識・慣習をそのまま日本に当てはめようとした欧米モデル適用の陥穽にあると指摘している。山田は、日本人の価値意識の特徴として、「リスク回避」傾向、「世間体重視」、子どもにづらい思いをさせたくないという強い感情-子どもへの強い愛着- などにより、リスクの高い場合、結婚や出産

を控える傾向があることをあげている。そして、欧米では、「成人した子は自立する」という慣習があり、成人して親に依存できない欧米では、むしろ結婚や同棲は経済的なものとなる。それに比べて日本は、18～34歳の未婚者の約75%が親と同居している（「出生動向基本調査」2015年）状況にあり、特に未婚女性の親同居率（78.2%）が高いことをあげ、自分の収入が低くても、親が基本的な生活条件を提供しているため、それなりの生活を送ることが可能であり、未婚化・晩婚化につながっていることをあげている。第二に、仕事は女性の自己実現であるという意識、また女性の経済的自立性が日本では十分に浸透していないことをあげ、その結果、子育てと仕事の両立のための保育所の整備を促進しても、出生率の向上に結びつかなかったとしている。

日本の最近の若者世代の結婚や出産を控える傾向を、日本特有の家族関係の視点からとらえることは、一定の説得力を持つと考える。しかしその一方、非正規雇用の若者は、経済的に親から自立できない状況にあることも含めて考える必要がある。また、仕事が女性の自己実現や経済的自立性に十分に結びついていないという指摘は、日本の企業におけるジェンダー平等の大幅な遅れがあることを考慮する必要があると言える。男女賃金の格差（2020年）は、男性の労働者を100とすると女性は77.5で、経済協力開発機構（OECD）の加盟国平均88.4を大きく下回っている（内閣府2022）。

また、日本において出生数が減少した原因の一つとして、若者の晩婚化をあげる指摘も多く見られる。目黒依子（2004）は、晩婚化は、社会における、家庭における、そして社会と家庭の間における不平等な役割分業システムの下での独身状態の「成り行き」の延長であったとみることができるとし、現状の社会システムの下では、不満足な状況に入っていくような結婚はできるだけ先延ばしにする、リターンよりもコストやリスクの大きい出産は控えると述べている。目黒の若者、特に女性の晩婚化の要因が、現在の社会システムにおける不平等な役割分業システムにあるとの指摘は、わが国のジェンダーギャップ改善の遅れと晩婚化が相関していることを示しており、「ワンオペ育児」（藤田結子2017）という状況を表わすこの表現は、それに対する痛烈な批判である。

子育てにおいて、教育のあり様は大きな要因となる。近年の子育てにおける経済格差と教育格差がもたらしている閉塞状況について、天童睦子（2022）は、現代の格差拡大のなかで、子どもの教育は、メリトクラシー志向（業績主義、能力主義）からペアレントクラシー志向、つまり親の保有する財と選好に基づく「選択」が我が子の将来を左右する、親中心主義の時代であると指摘している。そして、ペアレントクラシー時代の子育ての閉塞は、「我が子中心主義」ともいうべき教育する家族の再強化、早期教育志向や子どもの意思にもかかわらず数多くの習い事に走るといった「再生産の個人化戦略」に陥りかねない。それは、また親の保有する経済格差が子どもの教育格差に結びつく、不平等の再生産の構図でもあるとしている。

このように低経済成長時代における経済的格差の拡大、またジェンダーギャップの存在が、これまでの家族関係を変容させるとともに、若者の結婚に関する意識や行動を徐々に変化させ、未婚化・晩婚化の増加、出産意欲の低下などにつながり、その結果少子化をもたらすという構造的な要因として機能していると考えられる。このような少子化に至らせた社会経済システムの構造的な要因は、長年に渡って国民の意識や行動、特に若い世代に影響を与えており、短期的なスパーンで簡単に変容するものではないと考えられる。次に、このような視点に立って、子育て支援に向けた社会経済システム全体の再構築に向けた子育ての包括的社会化の視座について論じることとする。

3. 「子育ての包括的社会化」についての視座

「子育ての包括的社会化」に向けた社会経済システム全体の再構築

金子隆一（2018）は、人口高齢化や人口減少は、現代社会を成り立たせているシステムが機能する前提を大きく変えてしまうので、それに対処してその罫から脱出するには、一部の制度や仕組みを改善することでは不十分であり、社会経済システム全体を再構築する必要があると述べている。

筆者は、その点からも、子育ての包括的社会化に向けて社会経済システムを再構築する必要があると考える。

子育ての包括的社会化とは、下記の図2に示したように、ミクロ、メゾ、マクロのレベルにおいて子育てに関する条件や環境を包括的に整備していくことであり、妊娠・出産から子育てに関わる

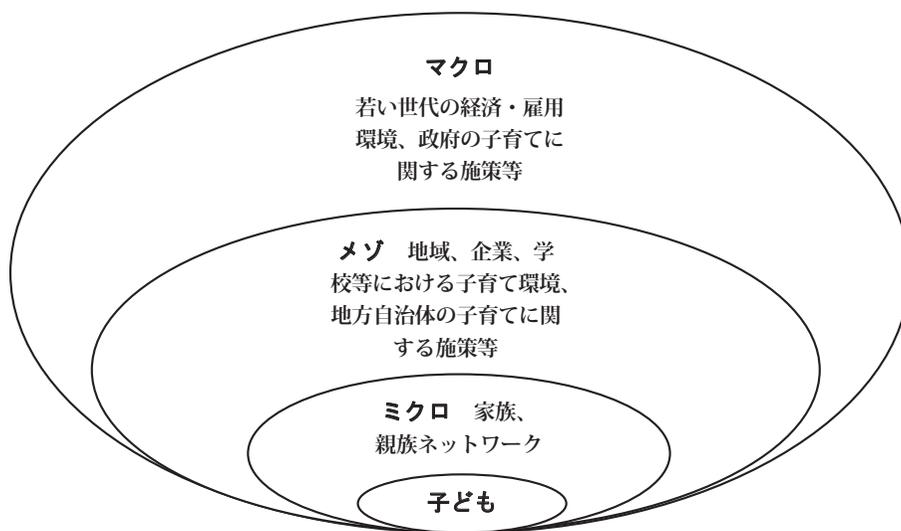


図2 子育てに関するミクロ・メゾ・マクロの環境要因
(筆者作成)

営みや負担において、個々の夫婦から社会的な営みに重点を転換していくことである。

子育てに関するマクロレベルの環境としては、政府の子育てを支援する各種の施策、子育て世代の経済・雇用環境などが大きな要素となる。若者世代が、希望する結婚・出産を阻む経済的要因を取り除く必要があり、結婚や子育てを希望する人の所得の引き上げ、また、子育て世帯への現金または現物給付拡充の施策が考えられる。そのためには、夫婦とも正規雇用での共働きを増加させることが重要であり、また、賃金の底上げや非正規雇用の正規化、同一労働同一賃金、男性の育児休暇取得の促進、柔軟な働き方の促進、リスクリングとしての職業訓練の充実などに取り組む必要がある。

実際に子育てを行う生活圏としてのメゾレベルである地域社会においては、様々な子育てに関する環境や条件を整備する必要がある。例えば、地方自治体の子育てに関する保育を始めとする各種の施策や事業のあり方が問われる。また、地域の子育てに関する医療や住宅、交通や防犯などの安全な環境、公園などの余暇や自然環境、子育てに関する地域の理解、また、具体的に子育てを支援する組織や活動なども要素となる。また、企業などにおける就労と子育てを両立する環境の整備、学校などにおける教育環境も重要な要素となる。

ミクロレベルの出産と子育ての当事者である家族において、先述した出産と子育てに関する生活上の負担とリスクを可能な限り軽減していくことが必要となる。

このように、マクロやメゾの出産や子育てに関する環境が幅広く十分に整備されないと、ミクロの個々の子育ての当事者である家族にとって、出産・子育てに関する十分なインセンティブにならないと考える。

地方自治体レベルの子育て支援策 - 千葉流山市における少子化対策の例 -

このミクロ、メゾ、マクロレベルの内、本稿では、子育て世帯が実際に出産・子育てをする生活圏としての地域、特に、地方自治体レベルにおける子育て支援策や環境について検討を加えることとする。近年、全国の地方自治体が政府の保育所の待機児童の減少策を打ち出すことに合わせて、少子化対策を行っている。しかし、合計特殊出生率の上昇に転じた地方自治体は必ずしも多くないのが実態である。

本稿では、合計特殊出生率が上昇に転じた大都市近郊の例として、千葉県流山市をあげ、その要因について探ることとする。図3は、流山市における合計特殊出生率の推移について、全国、千葉県との比較を示したものである。

これによると、流山市でも、2004（平成16）年には、1.15近くまで減少しており、この時点では、全国、千葉県と比較しても低い状況となっている。しかし、その後上昇に転じ、2021（令和3）年

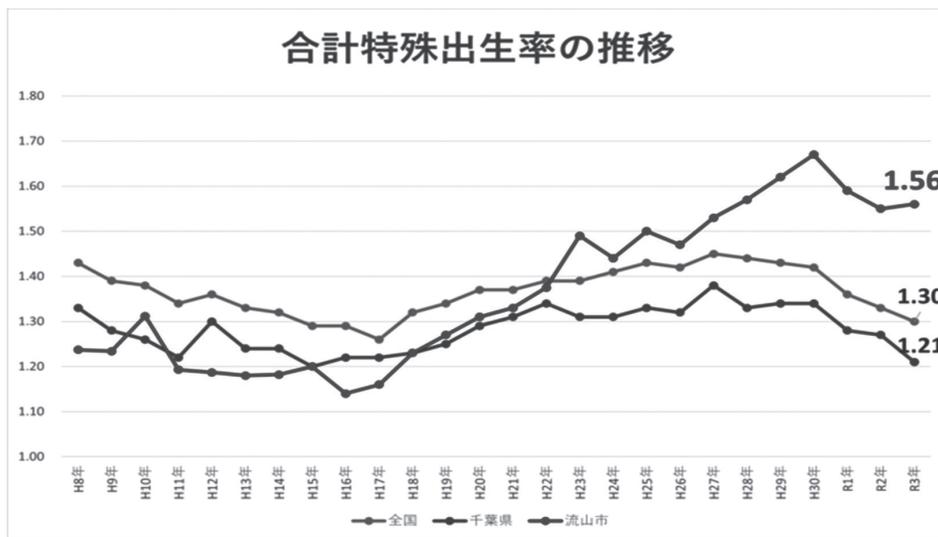


図3 千葉県流山市における合計特殊出生率の推移
出典 千葉県流山市 HP より

時点では、1.56と全国の1.30、千葉県の1.21と比較してもかなり高くなっている。大都市近郊の自治体で1.50を上回る自治体はほとんどないことから、その少子化対策の内容は注目されよう。

千葉県流山市は、近年人口の増加が顕著な自治体である。2005年のつくばエクスプレスの開通で、都心へのアクセスがよく、秋葉原まで約20分と都心に出やすく、とくに流山おおたかの森駅周辺は、子育て世帯に人気のエリアとなっている。駅前には大型ショッピングモールをはじめ、大型マンションが次々と建設され、駅周辺の開発が進んでいる。また、保育園の数が91ヶ所と多く、2021年4月には、待機児童ゼロを実現している。流山市では毎年、保育園を10カ所ほど増やし続け、保育士確保のために最大6万7,000円の家賃補助や毎月の給与とは別に流山市が最大4万3,000円を補填している。また、流山市の保育施策として評価が高いのが、「送迎保育ステーション」である。流山おおたかの森駅と南流山駅に送迎保育ステーションを設置し、そのステーションと市内の指定保育園をバスで結び、登園・降園の際にバスが利用できる。自宅から保育園まで距離が離れている場合や、保育園まで送迎が難しい場合、不慮の事故など緊急の場合に利用できるサービスである。最長平日20時までにはステーションに迎えに行けばいいので、都心に通う共働き世帯などにとって、そのニーズに応じた利便性の高いサービスとなっている。

また、300を超える公園や森があり、江戸川・利根運河などの恵まれた自然環境、怪獣公園など子どもが楽しめる環境の整備にも尽力している。さらに、流山市子育て応援マンション認定制度という、流山市内の既設及び新設のマンションにおいて、マンションの住戸内、共用部などの仕様や

子育て支援サービスの提供など、ハード及びソフトの両面において、子育て世帯に配慮したマンションを流山市が認定する制度を設けている。2023年10月現在6件のマンションが認定を受けている。行政と不動産事業者が連携した子育て支援策であり、市外から流入する子育て世帯にとっても、居住環境の安心を提供する施策と言えよう。

流山市が、合計特殊出生率の低下から上昇に反転させた要因として考えられるのは、新たな交通アクセスというインフラを活かした子育て世帯の流入と保育サービスの拡充と利便性の向上、子育て世帯のニーズに応える生活環境の整備などがあげられる。そこでは、特に現金給付を手厚くした施策は見当たらず、比較的所得が高い夫婦共稼ぎ世帯に焦点をあてた施策の効果と言えよう。

このように、子育てに関する環境要因であるメゾレベルでの地方自治体と地域社会において、その地域特性に応じて、子育て支援策を拡充することは、子育て世帯にとってリアルな生活上の条件であることから重要となってくる。

全国的に見ても、他にも子育て支援策の合計特殊出生率の低下から上昇に転じた自治体の例は存在する。ここではその詳細は省くが、都市部だけでなく、人口減少にあえぐ地方の町村部などでも不断の子育て支援策を拡充することによって上昇に転じた地方自治体も存在する。しかし、その一方、都心からのアクセスに恵まれた優位性を有する流山市においても、合計特殊出生率の上昇は、1.56と人口置換水準にはかなり及んでいない。大都市部やその近郊において、合計特殊出生率を上昇させることはかなりの困難があることが予測されるのである。多くの若者世代と子育て世帯が集中する大都市部とその周辺部において、今後出生数を上昇することができるかが、わが国の人口減少に歯止めを欠ける上でも大きな要素となる。

4. 小括

最後に、日本社会の持続可能性として、子育ての包括的社会化が求められるとの基本的認識のもと、これまでの論点を踏まえ小括として述べておきたい。

鈴木 透 (2012) は、先進工業国において、合計特殊出生率 1.5 ないし 1.6 を境とすると、「緩少子化」と「超少子化」の二極化傾向が見られるとしている。「緩少子化」の国は、北ヨーロッパ（スウェーデン、デンマークなど）から西ヨーロッパ（イギリス、フランスなど）にかけての国々、そしていわゆる新大陸の先進諸国（アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリアなど）の国々である。一方、超少子化の国は、南ヨーロッパ（スペイン、イタリアなど）、ドイツ、東ヨーロッパ、ロシアに及ぶ国々、そして、ユーラシア大陸の西端から東端の日本、韓国まで一続きの帯をなしている。しかも、この超少子化の波は、台湾、香港、シンガポールとさらに南へ延びている。そして、緩少

子化国は、これまで合計特殊出生率が持続して1.5を下回ったことはなく、一方いったん超少子化に陥った国では、1.5ないし1.6以上への回復は見られないのである。

佐藤(2016)は、これらの国々の差として、歴史的に見て、近代化(産業革命、市民革命、国民国家形成)の「先発組」と「後発組」に相当すると考えられ、超少子化には歴史的文化的背景が重要な要因をなしていると考えられ、政策になじみにくい面が大きいと述べている。

日本が「少子化」傾向になって既に半世紀、「超少子化」状態になって既に四半世紀に及ぶ。世界の先進諸国の例から見ても、短期間で超少子化に歯止めを欠け、反転させることは現実的ではなく、**経済社会システム全体の転換**をなすかなりの長期にわたる不断的努力が問われると言えよう。

当事者の声を聴く機会の保障と最大化を

わが国の少子化傾向は、約半世紀に及んでいるが、いまだ改善には至っていない。その最大の要因は、若者や子育て世代の声を十分に聴き、そのニーズを明らかにし、十分な施策として反映できていなかったからであると考えられる。子育て世代は、仕事とともに子育てにも追われ、これらの施策に対して意見や要望があってもそれらを発出する機会を逃し続けてきた期間が長期にわたってきたと言えよう。一方、選挙の投票率が高い高齢者向けの施策は、政治や行政も優先して施策に反映してきたのである。

2023(令和5)年4月に施行された**こども基本法**の第三条(基本理念)の三には、全てのこどもについて、その年齢に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保されること、またその四では、全てのこどもについて、その年齢に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが規定されている。

今後の子育てに関する施策に当事者である若者や子育て世帯、さらにこどもの意見を表明する機会の保障が求められる。直接の対面による意見の聴取だけでなく、SNSによるコミュニケーションが発達した今日の社会では、その活用も不可欠と言えよう。

財源確保は、所得再配分機能の強化を

先に述べたように、政府は、今後の子育て支援政策の財源確保について、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」を推進するとしている。そして、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えないとし、こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目

指すとしている。そして、その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて社会全体でどう支えるかさらに検討すると述べている。

そこには、歳出改革等によって得られる公費の節減と社会保険負担軽減によって、国民に新たな税負担を求めないとあるが、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を目前として、社会保険の負担軽減に実現可能性があるとは考えにくい。最近の子育て政策を巡る論議では、財務省や財界の一部には、消費税を含め、負担能力に応じて全世代型で負担することを求め、増税も選択肢の一つとする見解もあげられている。

柴田 悠（2016）は、有権者からの抵抗が小さくなるように、「個人所得税の累進化」、「年金課税の累進化」、「被扶養配偶者優遇制度の低所得世帯への限定」、「消費税の増税」、「資産税の拡大」、「相続税の拡大」の一部または全てを、小規模ずつミックスして確保する小規模ミックス財源を提起している。

出生率の改善につなげる包括的な子育て施策は、日本社会の持続可能性を高めるためにわが国にとって必然のものである。また、労働力不足の緩和や社会保障制度の維持など広く経済社会システムの存続につながるものである。その財源は、所得税の累進課税や金融所得課税の強化、また社会保険料の上限の引き上げなど、基本的に高所得世帯からの所得再分配の機能を強化するような形とすれば、国民の理解を得やすいと考える。

政府は、将来の出生率や経済効果の予測を明示した上で、こども・子育て支援の具体策を提示し、広く国民的議論を経て財源や負担の社会的合意を目指すべきである。

子育て支援策の継続的な検証の必要性

金子（2018）が述べるように、「少子化対策」のように人口変化に影響を与えようとする政策は、仮に成功したとしても、その実質的な成果があらわれるまでに長い年月がかかることが想定される。政府も、年内を目途に、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を策定するとしている。そして、その実施状況や取り組み効果を検証しつつ施策の適切な見直しを行い、PDCAを推進していくと公表している。

合計特殊出生率が1.5を割り込んだ先進諸国において、これまで1.5以上に回復した国は、歴史上存在しない。わが国における少子化対策は、これまでの社会経済システムを子育ての包括的社会化の視点から再構築することによって、子育ての生活上のリスクを最大限に除去し、若者の結婚、出産・育児の意欲の向上を図る必要がある。それには、短期的なスパーンではなく、10年、さらに20年から30年という長期的なスパーンにおいて、継続的に子育て支援策の効果を検証していく必要があると考える。

先に未富があげた、日本から「子育て罰」をなくすための、①「少子化対策」の失敗原因の構図化、②政治の「価値観不良」を正す、③男性優位の政治・行政による失敗の隠蔽をなくす、④「子どもと家族の幸せが最優先」という価値観の共有の4つのステップを含め、短期的な選挙対策の枠を超えることは当然のこととして、過去の政治の不安定な状況によって先送りされたことの反省を踏まえ、いかに中・長期的に継続して、子育ての包括的社会化が実現されているかを検証していく必要があると考える。それには、政治家や官僚だけに委ねないマスメディア、経済界や労働界、さらに広く国民の間で検証していく必要があるだろう。それこそが、将来の日本社会の持続可能性そのものを問うことにつながるのである。

〈引用・参考文献〉

- ・千葉県流山市 HP, <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/appeal/1003878/1003882.html>
- ・社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所編『日本子ども資料年鑑 2021』KTC 中央出版, 2021年
- ・地域子ども学研究会編 天童睦子・足立智昭責任編集『地域子ども学をつくる－災害・持続可能性、北欧の視点－』東信堂, 2022年
- ・藤田結子『ワンオペ育児－わかってほしい休めない日常－』毎日新聞出版社, 2017年
- ・藤波 匠『なぜ少子化は止められないのか』日経BP日本経済新聞出版, 2023年
- ・金子隆一『新時代からの挑戦状－未知の少親多死社会をどう生きるか－』厚生労働統計協会, 2018年
- ・松田茂樹『[続] 少子化論－出生率回復と〈自由な社会〉－』学文社, 2021年
- ・目黒依子・西岡八郎編『少子化のジェンダー分析』勁草書房, 2004年
- ・NHK放送文化研究所編『現代日本人の意識構造 [第九版]』NHK出版, 2020年
- ・内閣府、「主要国の家族政策と家族関係社会支出の国際比較——第2回「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議「基本戦略分科会」」, 2007年
(http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/priority/kihon/k_2/19html/s1.html)
- ・内閣府『男女共同参画白書』2021年
- ・野原慎司『人口の経済学－平等の構想と統治をめぐる思想史－』講談社, 2022年
- ・大岡頼光「フランスは少子化対策の財源をどう確保したか」『中央大学現代社会学部紀要』10-2、中央大学現代社会学部, 2016年
- ・佐藤龍三郎「日本の少子化の原因論と政策論を再考する－政策による少子化是正は可能か－」中央大学経済研究所年報第48号, 中央大学経済研究所, 2016

- ・柴田 悠 『子育て支援が日本を救うー政策効果の統計分析ー』 勁草書房, 2016 年
- ・鈴木 透 「日本・東アジア・ヨーロッパの少子化ーその動向・要因・政策対応を巡ってー」 『人口問題研究』 第 65 巻、第 3 号、2012 年
- ・山口慎太郎 『家族の幸せの経済学ーデータ分析でわかった結婚、出産、子育ての真実ー』 光文社新書, 2019 年
- ・山口慎太郎 『子育て支援の経済学』 日本評論社, 2021 年
- ・山田昌弘 『日本の少子化対策はなぜ失敗したのかー結婚・出産が・回避される本当の原因ー』, 光文社, 2020 年
- ・吉村 仁 『強い者は生き残れないー環境から考える新しい進化論ー』 新潮選書, 2009 年